

市 町 村 長  
各 一 部 事 務 組 合 管 理 者 殿  
広 域 連 合 長

岩手県市町村総合事務組合  
管理者 鈴木重男  
( 公 印 省 略 )

市町村職員退職手当支給条例の運用方針の一部改正について（通知）  
本組合の運営につきましては、平素格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、下記のとおり改正いたしましたので、今後の取扱いにつ  
いて御留意くださるようお願いいたします。

記

市町村職員退職手当支給条例の運用方針（平成12年2月24日岩総合第908号）の一部を  
次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

改 正 前	改 正 後
<p>第4条関係</p> <p>1 条例第4条第2項の規定は、次の各号に掲げる者に対しては適用しない。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1号又は第3号に該当する者を<u>除く</u>。）</p>	<p>第4条関係</p> <p>1 条例第4条第2項の規定は、次の各号に掲げる者に対しては適用しない。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1号又は第3号に該当する者を<u>除き、次のいずれかに該当する者を含む</u>。）</p> <p>ア <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退</u></p>

改正前	改正後
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 条例第5条第2項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地方公務員法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者</u></p>	<p><u>職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>イ <u>令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前に退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（条例附則第21項各号に掲げる者及び前4号に該当する者を除き、第2号ア又はイに該当する者を含む。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 条例第5条第2項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地方公務員法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者</u></p> <p>ウ <u>令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="268 434 785 568">ウ <u>イ</u>に掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者</p> <p data-bbox="172 1084 411 1167">第21条関係 1・2 (略)</p>	<p data-bbox="935 237 1423 421"><u>公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者</u></p> <p data-bbox="903 439 1423 622">エ <u>イ</u>又は<u>ウ</u>に掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者</p> <p data-bbox="874 636 1423 1016">(3) <u>条例第5条第2項の規定は、令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者に対しても適用されるものとする。</u></p> <p data-bbox="807 1084 1046 1167">第21条関係 1・2 (略)</p> <p data-bbox="807 1234 1034 1267"><u>附則第19項関係</u></p> <p data-bbox="839 1285 1423 1420"><u>条例附則第19項の規定は、次の各号に掲げる者に対しても適用されるものとする。</u></p> <p data-bbox="874 1433 1423 1765">(1) <u>令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p data-bbox="874 1778 1423 1912">(2) <u>前号の期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p data-bbox="807 1980 1034 2013"><u>附則第20項関係</u></p> <p data-bbox="874 2027 1423 2063">条例附則第20項の規定は、附則第19項</p>

改 正 前	改 正 後
	<u>関係各号に定める者に対しても適用されるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	